

①さいたま市図書館の一年

概要と展望（平成21年度から22年度）

平成21年度は、さいたま市が誕生して9年目の年です。その間、中央図書館を含め7館の新館開館、東高砂分館の閉館、移動図書館・配本所の統廃合、政令指定都市への移行、旧3市のコンピュータシステムの統合、岩槻市との合併、与野南図書館の分館からの昇格、中央図書館を頂点とした部の組織への改編、中央図書館・拠点図書館・分館への窓口業務の委託導入等…、目まぐるしい日々でした。その中で窓口対応等に関する要領や基準にもれていた点や、細部について協議の必要な点が散見されるようになってきていました。

そこで、21年度の大きな事業である「コンピュータシステムの更新」を検討するために立ち上げた専門部会に併せ、資料整理や一般サービスなどの部門も専門部会を立ち上げることになりました。そして、来館者が、どこの図書館に行っても同じ対応となるよう、細部にわたって要領等の見直しを行いました。また、積年の課題であった長期延滞者に対する貸出停止措置についても、実施可能などころまで要領・基準を整備しなおしました。

コンピュータシステムの更新では、利用者用検索機とインターネット予約での業務用サーバとのリアルタイム連携、予約カート方式の導入、巻数本の順番予約設定のほか、月1回のメールマガジン配信を始めました。

また、「まなびびあ2009；生涯学習フェスティバル」が埼玉県で開催だったため、さいたま市図書館でも、各館が多くの参加事業・協賛事業を開催し、図書館の存在をアピールしました。

平成22年度は「国民読書年」への取り組み、平成24年度開館予定の（仮称）武蔵浦和図書館の資料購入等の事業が計画されています。

資料と地域を熟知し、資料と人を結びつけることが、図書館に働くものの任務といえます。資料面では、各館の特徴や役割分担をより意識した選書や、魅力的な書架にするための継続的なメンテナンスが必要となります。

サービス面では質のさらなる深化が必要であり、資料案内や調査相談等、技術向上のための研修や自己研鑽、関係機関との連携、地域・ボランティアとの連携協働をさらに進めていかななくてはなりません。

また、図書館業務を自ら検証し評価していくことは、図書館法第7条の3に掲げられていますが、図書館が「成長する有機体」（ランガナタンの『図書館の5法則』の第5法則）であるために必要不可欠な要素です。平成21年度の図書館協議会に議題として図書館評価（案）を提出しましたが、今年度も引き続き図書館協議会や、新たに立ち上げる図書館評価委員会と協議を重ね、平成23年度の評価は公開できるものにすることを目指します。

図書館は、市民自らが判断し課題を解決するための情報・資料を提供する機関であり、市民の誰にでも開かれたところです。さいたま市図書館は、図書館が図書館として機能できるよう、22年度という年も、ビジョンに向かっていくプロセスの中の一年として捉え業務に専念してまいります。